平成２４年（フ）第４２号
香川県善通寺市稲木町79番地１
債務者　田岡　明菜（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５０号
香川県丸亀市飯山町東坂元2401番地６
債務者　竹森　真紀
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４号
香川県観音寺市柞田町乙1232番地７
債務者　續木　浩**視**
１　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１６３３号
福岡県春日市大土居２丁目104番地パークサイド井上Ⅱ203号
債務者　福本　好美
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１８号
福岡県朝倉市堤1098―８
債務者　清武　吉宗
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３号
福岡市早良区室見４丁目７番９号
債務者　淵上　　宏（旧姓不老）
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２号
福岡県大野城市乙金２丁目５番15号第１サンコーポ乙金103号
債務者　安川　佳伸
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４９号
福岡市城南区片江３丁目17番27号
債務者　松木組こと　松木　照夫
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５１号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目９番７―305号
債務者　城野　重実
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５２号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目９番７―305号
債務者　城野　智美
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９０号
福岡県古賀市天神７丁目14番８号
債務者　伊藤　信夫
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９６号
福岡市早良区重留１丁目21番36号
債務者　加茂　愛子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９９号
福岡県筑紫野市針摺東４丁目５番12号
債務者　新宅さやか
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０６号
熊本県山鹿市鹿北町岩野1811番地２
債務者　野中　光明
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２７号
福岡市博多区千代１丁目１番42―208号
債務者　萩原　昌美
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３１号
福岡県古賀市今の庄３丁目８番22号
債務者　松田　勇樹
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４７号
福岡県福津市福間南５丁目１番19号
債務者　梅崎江利子
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４８号
福岡市早良区星の原団地27番403号
債務者　渡邉　愛子
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部